特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
11	難病患者に対する特定医療費の支給に関する事務 項目評価書	基礎

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務			
①事務の名称	難病患者に対する特定医療費の支給に関する事務			
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者が指定難病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付を行う事務。 指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額等を記載した特定医療費(指定難病)受給者証を交付する。 特定医療費(指定難病)受給者証の交付に当たっては、番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報等)を入手する。			
③システムの名称	難病等医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー			
2 独宝個人情報ファイル名				

指定難病医療給付受給者ファイル

3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 法令上の根拠 以下「番号法」という。)番号法第9条第1項 別表第一の98の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号	別表第二の120の項	
	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号	別表第二の26、56の2、87の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	香川県健康福祉部健康福祉総務課
②所属長の役職名	香川県健康福祉総務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

香川県健康福祉部健康福祉総務課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3272

東讃保健福祉事務所保健対策課

〒769-2401 香川県さぬき市津田町津田930-2 大川合同庁舎 3階

TEL:0879-29-8265

小豆総合事務所保健福祉課

〒761-4121 小豆郡土庄町渕崎甲2079-5 小豆合同庁舎 東館 1階

TEL:0879-62-1373

中讃保健福祉事務所健康福祉課 請求先

〒763-0082 丸亀市土器町東8-526

TEL:0877-24-9961

西讃保健福祉事務所保健対策課

〒768-0067 観音寺市坂本町7-3-18 三豊合同庁舎 1階

TEL:0875-25-2052

香川県総務部広聴広報課県民室

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL:087-832-3061

各県民センター

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

香川県健康福祉部健康福祉総務課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL:087-832-3272

東讃保健福祉事務所保健対策課

〒769-2401 香川県さぬき市津田町津田930-2 大川合同庁舎 3階 TEL:0879-29-8265

小豆総合事務所保健福祉課

〒761-4121 小豆郡土庄町渕崎甲2079-5 小豆合同庁舎 東館 1階

TEL:0879-62-1373

中讃保健福祉事務所健康福祉課

〒763-0082 丸亀市土器町東8-526

TEL:0877-24-9961

西讃保健福祉事務所保健対策課

〒768-0067 観音寺市坂本町7-3-18 三豊合同庁舎 1階 TEL:0875-25-2052

Ⅱ しきい値判断項目

連絡先

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	4年3月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和4年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2)人は37と送がした計画失地域関に 200では、でかでから主点項目計画者とは主項目計画者に350で、アヘノ対象の計画が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部	<u></u> 查查	
9. 従業者に対する教育・啓	外発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) ナクに行っている		

変更箇所

<u> </u>	71					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	香川県健康福祉総務課長 長尾 英司	香川県健康福祉総務課長	事後	様式変更による	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後		
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後		
平成31年1月1日	Ⅳ リスク対策 追加	_	_	事後	様式変更による	
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後		
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後		
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後		
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後		
令和3年8月23日	テムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二の120の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、 87の項	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の120の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2、 87の項	事後	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律(平成25年法 律第27号)の改正による	
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後		
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後		